

## 生活保護制度における介護扶助の概要について

平成 31 (2019) 年 3 月 13 日・14 日  
 栃木県保健福祉部保健福祉課生活保護担当

### 1 被保護者の被保険者資格

- (1) 第 1 号被保険者：65 歳以上の被保護者は全て（適用除外施設入所者を除く。）被保険者の資格を有します。
- (2) 第 2 号被保険者：40 歳以上 65 歳未満の者で（適用除外施設入所者を除く。）医療保険加入者であることが要件であるため、医療保険への加入の有無によって資格の有無が決定します。医療保険加入者、扶養義務者の加入する被用者保険の被扶養者は資格を有します。
- (3) 被保険者以外の者（みなし 2 号）：40 歳以上 65 歳未満の特定疾病該当者で※ 1 国民健康保険等の医療保険から離脱し、第 2 号被保険者の資格を失った者です。被保険者以外の者である被保護者については、最低限度の生活需要を保障するため 10 割介護扶助により介護保険制度と同等のサービスを保障しています。

※ 1 国民健康保険加入者⇒国民健康保険法第 6 条により生活保護受給者は国民健康保険加入の適用除外とされています。保護開始直前に国民健康保険に加入していた被保護者は、開始と同時に国民健康保険の被保険者資格を喪失するため、介護保険法の第 2 号被保険者の被保険者資格も併せて喪失します。

### 2 生活保護法と介護保険法の適用関係

		40 歳以上 65 歳未満の医療保険未加入者（被保険者以外の者）	介護保険被保険者	
			第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
利用者負担と扶助の適用	居宅	・介護扶助利用料（10 割負担） ⇒10 割分に介護扶助適用	・介護保険利用料（1 割負担） ⇒1 割分に介護扶助適用	・介護保険利用料（1 割負担） ⇒1 割分に介護扶助適用
	ショートステイ	・介護扶助利用料（10 割負担） ⇒10 割分に介護扶助適用 ・食費＋滞在費 ⇒補足給付相当額を介護扶助により負担し、なお残る負担限度額分について自己負担	・介護保険利用料（1 割負担） ⇒1 割分に介護扶助適用 ・食費＋滞在費 ⇒補足給付適用後の負担限度額分について自己負担	・介護保険利用料（1 割負担） ⇒1 割分に介護扶助適用 ・食費＋滞在費 ⇒補足給付適用後の負担限度額分について自己負担
	※ショートステイについては、個室利用も可能です。被保護者は、食費＋滞在費について補足給付適用後の負担限度額を自己負担します。自己負担分は生活扶助費の中から本人が支出することになるため、福祉事務所は負担しません。			
	施設（入所）	・介護扶助利用料（10 割負担） ⇒10 割分に介護扶助適用 ・食費＋居住費 ⇒基準費用額全額について介護扶助適用	・介護保険利用料（1 割負担） ⇒1 割分に介護扶助適用 ・食費＋居住費 ⇒補足給付適用後の負担限度額分について介護扶助適用	・介護保険利用料（1 割負担） ⇒1 割分に介護扶助適用 ・食費＋居住費 ⇒補足給付適用後の負担限度額分について介護扶助適用
※被保護者については、原則として個室の利用は認められません。				

### 3 介護保険料の取扱い

- (1) 被保護者が負担すべき保険料については、最低限度の生活需要を保証するものとして、介護保険料加算により対応されます。保険料は第1段階が適用されます。
- (2) 第1号被保険者：特別徴収（年金天引）の場合、年金の収入認定に際し、介護保険料特別徴収額として実費控除します。普通徴収の場合は、介護保険料加算として認定し福祉事務所が保険者に※2代理納付します。  
※2代理納付⇒被保護者本人に代わり福祉事務所が保険者に保険料を納入する制度です。生活扶助費として介護保険料加算相当額以上が支給されている場合に代理納付を行いません。
- (3) 第2号被保険者：加入している医療保険制度ごとに負担額が算定されて徴収されます。徴収額は給料天引きとなるため収入認定の際に実費控除されます。
- (4) 被保険者以外の者（みなし2号）：介護保険料の需要は生じません。

### 4 被保険者と被保険者以外の者との相違

	被保険者	被保険者以外の者（みなし2号）
要介護認定	保険者が実施	福祉事務所が保険者に審査判定を依頼・委託
ケアプラン作成費用	保険者が負担	福祉事務所が全額介護扶助で負担
過誤調整申立て	保険者へ提出	福祉事務所へ提出

### 5 介護扶助実施上の留意点（※3他法他策優先）

- (1) 生活保護法では、原則として他法他施策を生活保護制度に優先して活用することとされています。被保護者が介護保険の被保険者である場合、介護保険法が介護扶助に優先され、9割が介護保険により、残り1割が介護扶助により給付されます。被保護者が被保険者以外の場合には介護保険法による給付がないため、介護保険と同等のサービスが全額介護扶助により給付されます。
- (2) また、介護保険法と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）では、給付内容が同一のサービスについては原則として介護保険法による給付が優先することとされています。被保護者が介護保険の被保険者である場合、介護保険法の給付が障害者総合支援法に優先して適用されますが、被保護者が被保険者以外の場合、介護保険法による給付がありませんので、障害者総合支援法の給付が優先されます。

※3 介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付との適用関係について（平成19年3月29日社援保発第0329004号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

ア 被保険者：介護保険給付＋介護扶助（※4に掲げるものを除く）＞自立支援給付

介護保険と介護扶助の給付が障害者総合支援法の給付に優先しますが、介護保険制度における居宅介護サービスのうち、医療機関が行う訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに係るものの自己負担相当額については、自立支援給付（更生医療）の給付を受けることができる場合には、自立支援給付が優先されます。

※4除外する介護サービス⇒居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共

同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護並びに介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

イ 被保険者以外の者（10割介護扶助）：自立支援給付＞介護扶助

介護扶助の給付は、要介護（要支援）状態に応じた介護サービスに係る支給限度基準額を限度として、障害者総合支援法による介護給付費等で賄うことができない不足分について行います。

## 6 指定介護機関

- (1) 被保護者に介護扶助によるサービス提供を行うためには、介護保険法に基づく事業所の指定又は許可を受けていることに加え、生活保護法に基づく指定介護機関としての指定を受ける必要があります。
- (2) 指定介護機関が被保護者に介護サービスを提供した場合、福祉事務所から毎月、被保険者ごとに介護券が交付されます。介護扶助の報酬請求は介護券に記載された情報を基に国民健康保険団体連合会に対して行うこととされています。なお、介護扶助のうち福祉用具購入・住宅改修については福祉事務所ごとの対応となります。
- (3) 平成26年7月1日付けで生活保護法の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）が施行され、指定介護機関の指定については、介護保険法の事業所の指定又は許可の時期に応じてその手続・取扱いが変わりました。

(4) 介護保険法による事業所指定と生活保護法の指定介護機関指定の関係

ア 平成26年6月30日までに介護保険法の事業所指定は受けているが、生活保護法の指定介護機関の指定は受けていない場合

- ① 改正法第54条の2第1項の規定に基づき、「生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律指定介護機関指定申請書」により申請の上、生活保護法の指定介護機関の指定を受ける必要があります。
- ② 宇都宮市内の事業所については宇都宮市が、それ以外の地域の事業所については県が指定を行います。宇都宮市内の事業所にあつては宇都宮市役所へ、それ以外の地域については、事業所の所在する地域を所管する福祉事務所へ申請書を提出してください。
- ③ 特別養護老人ホーム及び地域密着型介護老人福祉施設については介護保険法に基づく指定があつたことをもって生活保護法に基づく指定があつたものとみなされますので、改めての申請手続は不要です。
- ④ 指定介護機関に変更・休止・廃止があつた場合は、所定の様式による変更・休止・廃止の届け出が必要です。各種様式は県ホームページよりダウンロードしてお使いください。

イ 平成26年6月30日までに、介護保険法の事業所指定と指定介護機関の指定の両方とも受けている場合

- ① 改正法附則第6条の規定に基づき、改正法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされます。
- ② 改正法附則第6条第1項の規定に基づいてみなし指定を受けた指定介護機関については、介護保険法に基づく事業所の廃止・取消し・失効があつた場合についても、指定介護機関としての指定の効力は失効しません。
- ③ 指定介護機関に変更・休止・廃止があつた場合は、所定の様式による変更・休止・廃止の届け出が必要です。各種様式は県ホームページよりダウンロードしてお使いください。

- ④ 特別養護老人ホーム及び地域密着型介護老人福祉施設については、改正法附則第6条第2項の規定に基づき、改正法第54条の2第3項の適用を受けるため、介護保険法に基づく事業所の廃止・取消し・失効があった場合、指定介護機関としての指定の効力を失います。

ウ 平成26年7月1日以降に介護保険法の事業所指定を受けた場合

- ① 改正法第54条の2第2項の規定により、介護保険法の指定又は許可を受けたことをもって、指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。ただし、介護保険法の事業所の指定又は許可を受ける際に、指定を辞退する旨申し出た場合には、みなし指定はされません。
- ② 改正法第54条の2第2項の規定によりみなし指定を受けた指定介護機関については、介護保険法に基づく事業所の廃止・取消し・失効があった場合、指定介護機関としての効力も失います。
- ③ みなし指定を受けた指定介護機関に変更・休止があった場合についても、所定の様式による変更・休止の届け出が必要です。各種様式は県ホームページよりダウンロードしてお使いください。
- ④ 平成26年7月1日以降に介護保険法の新規指定を受けた事業所であっても、新規指定時に生活保護法に基づく指定を辞退した者が指定介護機関となるためには、上記アに掲げる事業所と同様、個別の指定申請手続きが必要となります。

(5) 指定介護機関の処分等

ア 指定の取消等

従来、指定介護機関が介護サービスの内容又は報酬請求に不正を行った場合の措置として、その程度に応じ、①指定取消、②戒告及び③注意の三種類の措置が定められていましたが、平成26年7月1日の改正法施行に伴い、改正法第54条の2第4項において準用する改正法第51条第2項の規定により、介護保険制度と同様、④期間を定めた上でその指定の全部若しくは一部の効力を停止する処分が追加されました。

イ 費用等の徴収

指定介護機関が偽りその他不正の行為によって介護報酬を受け、①指定介護機関の指定取消しを受けた場合又は②期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力が停止された場合、改正法第78条第2項の規定により、保護の実施機関は、当該返還対象となる不正額に加え、その返還対象額に100分の40を乗じて得た額以下の額を徴収することができることとされました。

## 7 照会先等

(1) 照会先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

栃木県保健福祉部保健福祉課生活保護担当 (TEL: 028-623-3032)

(2) 県ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/welfare/chiikifukushi/seikatuhogo/seiho.html>